



# 青森県報

第二千八百八十四号

平成十五年六月九日(月曜日)

## 目次

### 告示

電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路課) ……一

### 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情報政策課) ……一

右	同	……………	(	同	)	……………	一
右	同	……………	(	同	)	……………	二
右	同	……………	(	同	)	……………	二
右	同	……………	(	同	)	……………	三
右	同	……………	(	同	)	……………	三
右	同	……………	(	同	)	……………	四
右	同	……………	(	同	)	……………	四
右	同	……………	(	同	)	……………	五
右	同	……………	(	同	)	……………	五
右	同	……………	(	同	)	……………	五

## 告示

青森県告示第四百八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項

の規定により公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀安雄

道路の種類	路線名	区間
県道	弘前鰯ヶ沢線	弘前市大字代官町三九から弘前市大字北瓦ヶ町一五までの上り線 弘前市大字代官町三九から弘前市大字北瓦ヶ町一五までの下り線

## 公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小堀安雄

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（レンタル）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電子計算機株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 契約金額

一億九千五百八十二万二千九百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

電子計算機等の賃貸借（リース）一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

一億五千五百七十二万五千八百二十一円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 特定役務の名称及び数量

電子計算機による業務処理委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社青森電子計算センター

青森市大字三内字丸山三九三の二七〇

六 契約金額

六千二百四万二千四百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 特定役務の名称及び数量

青森県基幹情報通信ネットワークシステム保守管理業務委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三の三

六 契約金額

四千二百四十三万六千八百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

全庁LAN構築に係るネットワーク機器等賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

三千二百十五万二千五百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

全庁LAN構築事業に関する機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

エヌイーシーリース株式会社

東京都港区芝五丁目二九の一

六 契約金額

三千四十九万二千七百九十三円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

全庁LAN構築事業（合同庁舎等）に関する機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社ビジネスサービス

青森市新町二丁目六の二九

六 契約金額

二千九百六十八万三千八十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方とした  
ものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令  
第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、  
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

一 物品等の名称及び数量

全庁LAN構築事業（単独出先機関等）に関する機器等の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画振興部情報政策課  
青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十五年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アイシーエス  
岩手県盛岡市松尾町一七の八

六 契約金額

二千九百三十四万二千八十八円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項  
第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであつたので、契約の相手方とした  
ものである。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青森  
第二北部土地改良区の定款の変更を平成十五年六月二日認可したので、同条第三項の  
規定により公告する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、中市  
筒口土地改良区の定款の変更を平成十五年六月二日認可したので、同条第三項の規定  
により公告する。

平成十五年六月九日

青森県知事職務代理人

青森県事務吏員 小 堀 安 雄

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭